

相続税申告に必要な資料のご案内

(チェックリスト・2026 年 6 月改訂版)

このたびは、相続税の申告に関しましてご相談・ご依頼をいただき、誠にありがとうございます。申告書の作成にあたり、下記の資料のご準備をお願い申し上げます。

【ご準備にあたってのお願い】

- ・ ご家庭の状況により必要な資料は異なります。各項目のチェック欄（□）をご活用の上、該当するもののみご用意ください。
- ・ 部数は各 1 部で結構です。印鑑証明書など「原本」と記載のあるもの以外は、コピーでも差し支えありません。電子申告させていただく場合は、印鑑証明書を含めコピー可。ただし、提出するものなので写真から印刷したものや、カスレ、ズレがあるものは不可とさせていただきます。
- ・ 戸籍謄本・住民票・登記簿謄本などは、当事務所による取得の代行も可能です。取得方法がご不明な場合やお手元にない資料がある場合は、無理にお揃えいただきず、お気軽にご相談ください。
- ・ 相続税の申告・納付の期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内です。また、被相続人に一定の所得があった場合の所得税の準確定申告は 4 か月以内です。お早めのご準備をお願いいたします。

1. 被相続人（亡くなられた方）に関する資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	出生から死亡まで連続した戸籍謄本（除籍謄本・改製原戸籍を含む） ※法定相続情報一覧図がある場合は省略できます	本籍地の市区町村役場。令和 6 年 3 月から「広域交付」により、最寄りの市区町村窓口でもまとめて取得可能（顔写真付き本人確認書類が必要）
☐	法定相続情報一覧図の写し（作成済みの場合）	法務局。戸籍謄本一式の代わりになります
☐	住民票の除票（本籍地の記載があるもの）	最後の住所地の市区町村役場
☐	戸籍の附票 ※老人ホーム等に入所していた場合や、相続時精算課税の適用者がいる場合	本籍地の市区町村役場
☐	死亡診断書（死体検案書）の写し	葬儀の際の控え等
☐	略歴書（職歴・住所の移転状況がわかる簡単なメモで可）	財産形成の経緯や国外財産の有無の確認のため
☐	直近 3 年分の所得税確定申告書・決算書等の控え	準確定申告の要否確認と財産把握のため

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	過去に相続税の申告をしている場合は、その申告書の控え	過去 10 年以内の場合、相次相続控除の対象になります
☐	税務署から届いた「相続税の申告等についての御案内」 「相続についてのお尋ね」	届いている場合のみ

2. 相続人に関する資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	相続人全員の戸籍謄本	本籍地の市区町村役場。法定相続情報一覧図がある場合は不要
☐	相続人全員の住民票 ※相続時精算課税の適用者は戸籍の附票もご用意ください	住所地の市区町村役場
☐	相続人全員の印鑑証明書【原本】	住所地の市区町村役場。遺産分割協議書に添付します（金融機関の手続用に複数枚取得しておくくと便利です）
☐	相続人全員のマイナンバー確認書類 （マイナンバーカード両面のコピー、またはマイナンバー記載の住民票等）	通知カードは氏名・住所等に変更がない場合のみ利用可
☐	相続人全員の本人確認書類のコピー（運転免許証等）	マイナンバーカードのコピーがあれば兼用できます
☐	障害者手帳のコピー（該当する方がいる場合）	障害者控除の適用のため
☐	e-Tax の利用者識別番号（過去に確定申告をしたことがある方のみ）	確定申告書の控えやメッセージボックス通知に記載
☐	相続放棄をした方がいる場合：相続放棄申述受理証明書	家庭裁判所
☐	未成年の相続人がいる場合：特別代理人選任の審判書	家庭裁判所
☐	成年後見を受けている方がいる場合：成年後見登記事項証明書	法務局
☐	海外に居住する相続人がいる場合：在留証明書・サイン（署名）証明書	現地の日本大使館・領事館

3. 遺言書・遺産分割に関する資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	遺言書 ・公正証書遺言：正本または謄本 ・自筆証書遺言：家庭裁判所の検認済証明書付きのもの（法務局保管の場合は「遺言書情報証明書」）	
☐	遺産分割協議書（作成済みの場合）	未作成の場合は、当事務所で作成のお手伝いをいたします

4. 不動産に関する資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	固定資産税の課税明細書（納税通知書に同封）	毎年 4～5 月頃に市区町村から届くもの。 直近年度分
☐	名寄帳（固定資産課税台帳）	不動産所在地の市区町村役場（堺市は市税事務所）。課税明細書に記載されない非課税物件・共有物件・私道等の漏れを防ぐため
☐	固定資産税評価証明書	同上。名寄帳に固定資産税評価額の記載がある場合は不要です。
☐	登記簿謄本（全部事項証明書）・公図・地積測量図・建物図面	法務局。当事務所での取得代行も可能です
☐	賃貸している不動産がある場合：賃貸借契約書、入居状況のわかる資料、預り敷金の額	貸家・貸地・アパート等
☐	二世帯住宅・店舗併用住宅等の場合：建築図面・間取り図、売買契約書・工事請負契約書	利用区分ごとの評価や小規模宅地等の特例の判定に必要
☐	土地を借りている（借地）・貸している（貸地）場合：土地賃貸借契約書	同族会社との間で「土地の無償返還に関する届出書」を提出している場合は、その控えも
☐	農地・山林がある場合：森林簿、農業関係の資料等	該当する場合のみ
☐	先代名義のまま登記されていない不動産の有無	未登記・相続登記未了の物件も課税対象です

5. 預貯金・現金に関する資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	死亡日現在の残高証明書（取引のある全金融機関・全支店分） ※定期預金は「既経過利息」の記載があるもの	各金融機関
☐	過去 5 年分程度の通帳のコピーまたは取引明細	生前の資金移動や贈与の有無の確認のため。ネット銀行は取引履歴の印刷で可
☐	死亡直前に引き出した現金や、ご自宅保管の現金（手許現金）の額のメモ	
☐	ご家族名義の預金で、実質的に被相続人が管理・形成していたもの（いわゆる名義預金）の通帳等	税務調査で最も指摘の多い項目です。心当たりがあればご相談ください

6. 有価証券に関する資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	証券会社の残高証明書（死亡日現在）および過去 5 年分の取引残高報告書	各証券会社
☐	配当金の支払通知書・株主総会の招集通知	保有銘柄の確認のため
☐	単元未満株・特別口座の株式：信託銀行等からの通知書	証券会社の残高証明書に載らないことがあります
☐	非上場株式（同族会社の株式）がある場合：直近 3 期分の法人税申告書・決算書一式、株主名簿、定款	会社を運営されていた場合。必要資料は別途詳しくご案内します
☐	国債・社債・投資信託等の証書・残高資料	
☐	暗号資産（ビットコイン等）・FX・電子マネー等の残高のわかる資料	取引所の残高証明・取引履歴等
☐	ご家族名義の株式等で、実質的に被相続人のもの（名義株）の有無	

7. 生命保険・退職金等に関する資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	死亡保険金の支払通知書・保険証券のコピー	各保険会社。非課税枠（500 万円×法定相続人の数）の計算に必要
☐	被相続人が保険料を負担していた、保険事故が未発生の保険契約（生命保険契約に関する権利）：保険証券、解約返戻金相当額のわかる資料	例：契約者・保険料負担者が被相続人、被保険者が配偶者の契約

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	契約者がご家族名義でも、保険料を被相続人が負担していた契約（名義保険）の保険証券等	保険料の引落口座をご確認ください
☐	建物更生共済（JA 共済等の積立型損害保険）の証書・解約返戻金相当額のわかる資料	掛け捨てでない火災共済等は相続財産になります
☐	死亡退職金・弔慰金の支払通知書	勤務先。死亡退職金にも非課税枠（500 万円×法定相続人の数）があります
☐	小規模企業共済・中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）の共済金資料	個人事業主・会社役員の場合
☐	個人年金保険等で、遺族が年金を継続して受け取るもの：年金証書・支払通知書	定期金に関する権利として評価します

8. その他の財産に関する資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	自動車・バイク：車検証のコピー	
☐	貴金属・金地金・純金積立：購入時の資料・残高報告書	
☐	書画・骨董・美術品など価値のあるもの：購入時の資料・鑑定書等	
☐	貸金庫の有無と内容物の確認	
☐	ゴルフ会員権・リゾート会員権：証書・預託金証書	
☐	個人や同族会社への貸付金：金銭消費貸借契約書・残高のわかる資料	会社の決算書の「役員借入金」もご確認ください
☐	未収入金：未収家賃、高額療養費の還付金、準確定申告の還付金など	死亡後に入金されたものも対象です
☐	個人事業を営んでいた場合：直近の決算書、減価償却資産の明細、売掛金・棚卸資産等の資料	
☐	国外財産（海外の預金・不動産・有価証券等）の残高資料	国外財産調書を提出している場合はその控え
☐	老人ホーム退去に伴う入居一時金の返還金	未収入金として相続財産になります
☐	その他、価値があると思われる財産の資料	

9. 債務・葬式費用に関する資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	借入金：金銭消費貸借契約書、死亡日現在の残高証明書、返済予定表	各金融機関。団体信用生命保険により完済となる住宅ローンは、債務控除の対象になりません
☐	死亡後に支払った医療費・介護費用の請求書・領収書	債務控除の対象です
☐	未払の税金：住民税・固定資産税の納税通知書、準確定申告の納税額	
☐	クレジットカード・公共料金等の未払分の請求書・利用明細	
☐	賃貸不動産の預り敷金・保証金：賃貸借契約書	返還義務のある敷金は債務になります
☐	連帯保証・連帯債務の有無：保証契約書等	
☐	葬式費用の領収書（通夜・告別式・火葬・納骨・お手伝いの方への心付け等） ※お布施・戒名料など領収書のないものは、支払先・日付・金額のメモで結構です	香典返し、墓地・墓石・仏壇の購入費、初七日以降の法要費用は対象外です

10. 生前贈与に関する資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	相続開始前一定期間内に、相続人等が被相続人から受けた贈与の内容がわかる資料・贈与契約書 ※加算期間は「3年」から最長「7年」へ段階的に延長されています（下記の注をご参照ください）	現金以外の贈与（不動産・株式等）も対象です
☐	贈与税申告書の控え（過去分）	
☐	相続時精算課税を選択している場合：相続時精算課税選択届出書・贈与税申告書・贈与契約書	令和6年以後の基礎控除（年110万円）以下の贈与についても、内容のわかる資料をご用意ください
☐	教育資金・結婚子育て資金の一括贈与の非課税を利用している場合：金融機関の残高（管理残額）のわかる資料	死亡時の管理残額が相続税の対象になる場合があります
☐	住宅取得等資金の贈与の非課税を利用している場合：贈与税申告書の控え	

（注）生前贈与加算の期間：令和5年度税制改正により、相続開始前「3年以内」から「7年以内」へ延長されました。令和6年1月1日以後の贈与から順次適用されるため、令和8年中の相続開始であれば加算期間は3年のままでありますが、令和9年1月1日以後の相続開始から段階的に延び、令和13年以後は7年となります。なお、延長された4年間に受けた贈与は、合計100万円まで加算されません。

11. 特例の適用などで、状況に応じてご用意いただく資料

✓	ご用意いただきたい資料	入手先・備考
☐	老人ホーム等に入居していた場合：入居契約書、要介護・要支援認定がわかるもの（介護保険被保険者証等）、退去時の精算書	ご自宅の敷地に小規模宅地等の特例を適用するための判定に必要です
☐	小規模宅地等の特例（同居の親族が自宅敷地を取得する場合）：同居の事実がわかるもの（住民票等）	
☐	小規模宅地等の特例（持ち家のない別居親族が取得する場合）：取得する相続人の過去3年分の住まいの賃貸借契約書等	いわゆる「家なき子」特例の要件確認のため
☐	配偶者居住権の設定を検討する場合：その旨をお知らせください	建物の登記簿等から当事務所で評価資料を確認します

資料のご準備にあたりご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

さがみ会計事務所 税理士 坂上 茂

072-343-0389